

(1) 手話を習得するための支援体制の整備（第8条関連）

① 聴覚障害児支援事業【障害福祉課】

- 聴覚障害児及びその家族に対して早期から切れ目のない支援を実現するため、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、言語聴覚士による専門的支援や巡回相談、家族支援等を実施する。

(2) 手話を学ぶ機会の確保等（第9条関連）

① 手話動画の公開及び県 HP 等での広報

- 県 HP 及び YouTube に簡単な手話動画を公開
- 「かごしま県民手話言語条例」について、リーフレットの増刷、県ホームページを活用した広報活動を実施する。

② 手話の普及啓発活動の実施

- 「手話の日」に関係団体と連携して、県民向けに手話体験イベントを開催するなど普及啓発活動を実施する。
 - ・開催日：令和8年9月23日（水・祝）

③ 施設のブルーライトアップ

- 「手話の日」に、施設のブルーライトアップを実施する。
 - ・開催日：令和8年9月23日（水・祝）日没後～施設規程による。
 - ・場 所：アミュプラザ鹿児島（アミュラン）、センテラス天文館（外壁ロゴマーク）、ソラリア西鉄ホテル鹿児島、高見橋、西田橋

④ 手話の普及啓発パネル展の開催

- 「国際ろう者週間」に合わせて、手話の普及啓発パネル展を開催する。
 - ・開催日：令和8年9月21日（月）～27日（日）
 - ・場 所：本庁、各地域振興局及び支庁、市町村のロビーなど

⑤ 手話講座等開催事業

- 県民向け手話講座を県内各地で開催するとともに、県内の事業者や団体等が行う研修等に講師を派遣する。（※各本土5回、離島2回）
 - ・手話講座：7回
 - ・講師派遣：7回

⑥ 県職員向け手話研修会の開催

- 県庁各課職員を対象とした研修を開催する。
- 県庁保健福祉部及び子ども政策局の部課長等を対象とした研修を開催する。

⑦ 県職員向け手話研修会の講師派遣

- 県庁各課所属を対象とした職場研修において講師を派遣する。

⑧ 聴覚障害者手話講習会の開催

- 聴覚障害者を対象に「手話を学ぼう」講習会を開催する。
 - ・聴覚障害者手話講習会 10回(予定)

⑨ 聴覚障害者生活訓練事業

- 聴覚障害者を対象に、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

⑩ 一日聴覚障害・手話教室の開催

- 小中学生、教師等を対象に手話教室を開催する。

⑪ 警察学校における部外講師による授業【警察学校】

- 警察学校において、初任科学生に対し、部外講師による手話に関する授業を実施する。
 - ・初任科短期課程学生向け 2回
 - ・初任科長期課程学生向け 3回

⑫ 消防学校における部外講師による授業の実施【消防学校】

- 消防学校において、初任教育の学生に対し、部外講師による手話に関する授業を実施する。
 - ・第90期消防職員初任教育生 1回(150分) 65人予定
 - ・第91期消防職員初任教育生 1回(150分) 35人予定

(3) 手話を用いた情報発信等 (第10条関連)

① 聴覚障害者ビデオライブラリー設置事業

- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに字幕入りDVDの制作を委託し、また、聴覚障害者への閲覧・貸し出しに供する。

- ② 知事記者会見等での手話対応【広報課】
- 定例知事記者会見等を手話通訳付きで行う。また、会見の模様をインターネットでライブ中継するとともに、県 HP に録画版を掲載する。
- ③ 県政広報番組での手話対応【広報課】
- 県政広報テレビ番組（告知番組を除く）の全てに手話通訳を付けて放送する。
 - ・ 2局3番組（年間96回）
- ④ 人権教育課題別研究会への手話導入【人権同和教育課】
- 人権教育課題別研究会「地域とつながる人権教育」において手話通訳を付け、聴覚に障害のある方々への適切な情報提供を行う。
 - ・ 令和8年10月21日（水）いちき串木野市開催予定
- ⑤ 本会議インターネット中継への手話導入【議会事務局】
- 県議会本会議のインターネット中継に手話通訳を付けて配信する。
- ⑥ 本会議場傍聴席への手話通訳視聴用モニター設置【議会事務局】
- 県議会本会議場傍聴席に本会議のインターネット中継を視聴できるモニターを設置する。
- ⑦ 県議会番組への手話導入【議会事務局】
- 県議会定例会での議論内容や行事等に係るテレビ番組において、手話を付けて放送する。
- ⑧ 市町村手話通訳担当者会議の開催
- 市町村担当者及び設置通訳者等を参集して、県・各市町村の取組状況の紹介や意見交換を通じて情報共有を図る。
 - ・ 開催日 令和8年7月1日（水）
 - ・ 参加者 43人（ハイブリッド開催）
- ⑨ 運転免許のオンライン更新時講習への手話導入【免許管理課】
- 令和6年度に施行された道路交通法の一部改正により、マイナンバーカードと運転免許証が一体化され、オンラインによる更新時講習が導入されていることから、同講習にも、引き続き聴覚障害者向けに手話を付けて配信する。

(4) 手話通訳を行う人材の育成等（第 11 条関連）

① 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

- 手話通訳者等を各種団体等が実施する広域的な会議・講演会等に派遣する。

② ㊦手話奉仕員指導者重点確保事業

- 手話奉仕員の養成に必要な指導者を拡充するための研修会を霧島市で開催する。
 - ・ 15 組（2 人 1 組：ろう者と手話通訳者のペア）

③ 離島オンライン手話通訳者養成研修事業

- 離島における手話通訳者を確保するため、離島での養成研修をオンラインで実施する。
 - ・ 西之表市 10 人程度（基礎）

④ 手話通訳者養成研修事業

- 手話通訳者養成講座を開催するとともに、全国統一試験を実施する。
 - ア 手話通訳者養成講座
 - 通訳Ⅰ、通訳Ⅱ、通訳Ⅲの 3 課程を 3 か年で実施
 - イ 手話通訳者全国統一試験
 - 養成講座修了者を対象として、手話通訳者全国統一試験を実施する。
 - ・ 試験日 令和 8 年 12 月 5 日（土）

⑤ 字幕制作ボランティア養成研修事業

- 聴覚障害者の情報交換を行うため、映像に字幕を挿入する字幕制作ボランティアの養成研修を実施する。

⑥ 手話通訳者試験事前対策講座

- 手話通訳者試験の受験者を対象に、試験前の対策講座を開催する。

⑦ 手話通訳者等研修事業

- 現に活動している手話通訳者等に対し、手話に関する新たな知識や高度な手話技術を習得する研修会を開催する。

⑧ 手話通訳者養成指導者研修事業

- 手話通訳者養成に携わる指導者を対象に、新しい知識の習得と高度な技術向上を図るための研修会等を開催する。

⑨ 手話通訳者設置事業

- 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳員1名を障害者支援室内に設置する。

⑩ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

- 県内の視覚・聴覚障害を併せ持つ重度障害者に対し、コミュニケーション等に関する支援や社会活動、入退院・通院又は公的機関等への移動を行う場合の通訳・介助などを行う介助員を派遣する。
 - ・盲ろう者通訳・介助員派遣回数 100 回程度（予定）

⑪ 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

- 盲ろう者の社会参加に資するため、通訳・介助員の養成研修（養成研修会・現任研修会）を実施する。

⑫ 手話奉仕員養成研修事業（市町村地域生活支援事業）

- 日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施する市町村に対し、経費の一部（県 1/4）を助成する。

⑬ 意思疎通支援事業（市町村地域生活支援事業）

- 手話通訳者等の派遣や手話通訳者の設置等により、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援する市町村に対し、経費の一部（県 1/4）を助成する。

(5) 学校における取組の推進（第 12 条関連）

① 手話を活用した教育【鹿児島聾学校】

- 幼児・児童・生徒の実態に即して、手話も活用した教育活動を実践する。

② 手話学習会の開催【鹿児島聾学校】

- 保護者向け手話学習会を2コース各13回開催する。
- 習熟度別手話学習会を9回開催する（全職員）。

③ 新任初任者の研修【鹿児島聾学校】

- 鹿児島聾学校新任初任者研修（手話研修を含む）を4回実施する。

④ 教職員向け聴覚障害者の教育研修【鹿児島聾学校】

- 県内教職員の専門性向上や関係機関等への理解啓発を行うため、聴覚障害者教育研修（手話学習を含む）を実施する。

(6) 観光旅行者等への対応（第13条関連）

① ユニバーサルツーリズム普及事業【PR観光課】

- 観光関係者等を対象としたユニバーサルツーリズム説明会や研修会を実施する。
 - ア 観光施設等に出向いて障害者等への接遇研修（一部手話学習を含む）
 - イ 手話を活用したおもてなし研修（セミナー及び実地研修）

② 奄美群島ユニバーサルツーリズム誘客事業【大島支庁総務企画課】

- 観光関係者等を対象としたユニバーサルツーリズム研修会（聴覚障害者への対応を含む）を実施する。

(7) 事業者等への支援（第14条関連）

① 企業による障害者雇用促進事業【雇用労政課】

- 障害者の雇用経験のない事業所が、障害者雇用に当たっての問題点等を解決し、障害者雇用の場を拡大させるため、短期の雇用体験を実施する。

(8) 手話施策推進協議会（第17条関連）

① 手話施策推進協議会事業

- 手話の普及等に関する施策を推進するため、手話施策推進協議会を開催する。

・開催日 令和8年8月6日（木） 対面開催